

(求職者の方へ)

正しく受給するために必ずお読みください。

雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり

受給資格決定年月日	令和 年 月 日	認定日 (型一曜日)
支給番号	□□-□□□□□□□□□□-□	型
名 前		曜日

◎ あなたの雇用保険説明会は次のとおりです。

雇用保険説明会の日時	月 日(曜日)	時 分
------------	---------	-----

※ 雇用保険説明会には、○印をつけたものを持参してください。

- 1 受給資格者のしおり
- 2 筆記用具
- 3 払渡希望金融機関指定届、または預（貯）金通帳（本人名義のもの）
- 4 写真 枚（タテ3cm × ヨコ2.5cm程度の上半身のもの）
- 5 マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票のいずれか（＊）
- 6 運転免許証、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）のいずれか
(船員の場合は船員手帳)
- 7 住民票記載事項証明書（住民票の写し、印鑑証明書）
国民健康保険被保険者証、または健康保険被保険者証
- 8 その他（ ）

（＊）受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

◎ あなたの最初の失業の認定日は次のとおりです。

最初の失業認定日	月 日(曜日)	時 分	～	時 分
----------	---------	-----	---	-----

※ 認定日には、必ず次のものを持参してください。

雇用保険受給資格者証 • 失業認定申告書 • その他（ ）

雇用保険説明会に出席できない場合には、必ず事前に連絡してください。

- ※ 雇用保険受給の手続きをすると、手続をした日以前に雇用保険に加入していた期間は、基本手当等の支給の有無にかかわらず、その後の雇用保険の支給要件の計算には算入されませんのでご注意ください。
- ※ 内容について不明な点がありましたら、お気軽に係員にお問い合わせください。
- ※ 駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>



一日も早い再就職のために

雇用保険制度は、次の4つを大きな目的としています。

①働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援すること。

②定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること。

③ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。

④働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。

この「しおり」では、「生活の安定を図り、1日も早く再就職できるよう支援する」という①の目的のための給付（基本手当、再就職手当など）を中心に説明します。

雇用保険の支給を受けるためには、さまざまな手続きを定められた期日に、または期間内に行っていただく必要があります。

雇用保険についてわからないことがありましたら、どんなことでも遠慮なく、ハローワークの係員にお問い合わせください。

雇用保険の仕組みをしっかりとご理解いただき、1日も早い再就職の実現のため、ハローワークの各種サービスをご利用ください。

また、退職された船員の方が、引き続き船員での再就職をご希望の場合は、地方運輸局・海事事務所の窓口をご利用ください。

目 次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください	1
受給手続きのながれ	2

基本手当等の支給について

1 雇用保険を受けることができる人は？	3
2 失業の状態とは？	3
3 雇用保険受給資格者証の見方	5
4 基本手当の日額と給付日数は？	7
5 基本手当の支給を受けることができる期間は？	8
6 スタートは仕事探しの申込み	9
7 受給資格決定日からの「待期」	9
8 支給が始まるのは（給付制限がない場合）	10
9 異職理由によって、3か月（2か月）の給付制限があります	10
10 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？	10
11 失業の認定とは？	11
12 失業認定申告書の書き方	12
13 求職活動実績とは？	15
14 求職活動実績にはどんなものがあるの？	16
15 基本手当の支払いについて	16
16 受給期間の延長とは？	17
17 紹介拒否などによる給付制限とは？	18
18 認定日にハローワーク等に来所しなかったときは？	18
19 認定日の変更について	19
20 就職または事業を開始することが決まったときは？	20
21 再就職手當について	20
22 再就職手当を活用しましょう	22

23 再就職手当の手続きは？	23
24 再就職手当受給後にも給付があります	23
25 就業手当について	24
26 常用就職支度手当について	25
27 その他の就職促進給付について	27
28 就職した後に、再び離職したときは？	29
29 氏名や住所を変更するときは	30
30 安定所長・地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講するときは？	30
31 病気やけがで働けなくなったときは？	30
32 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？	31

失業等給付は正しく受給しましょう

33 失業等給付は正しく受給しましょう	32
34 処分に不服があるときは？	32

その他

35 教育訓練給付について	33
36 雇用継続給付について	37
37 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について	39
38 国民健康保険料(税)の軽減について	39
(別添)	
主な手続き一覧	40
ハローワーク以外での求職活動	41
各種証明書（別紙1～別紙4）	43
週型カレンダー（2020年～2023年）	51

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが1日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

なお、ハローワークをご利用いただく際には、「**雇用保険受給資格者証**」をお持ちください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、1日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、パソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整を行っています。

仕事探しのサポート

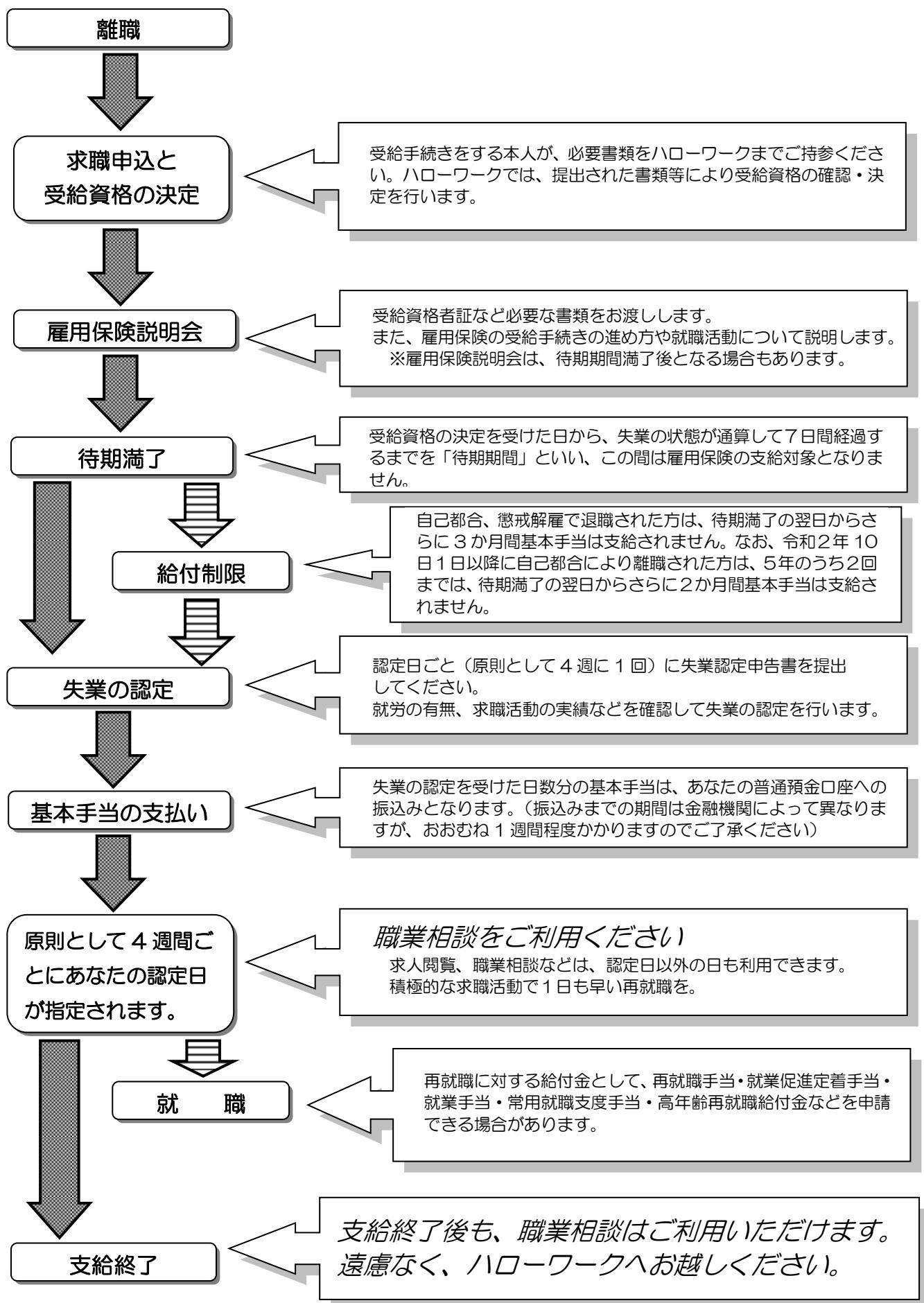
ハローワークでは、みなさまの仕事探しをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問合せください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

受給手続きの流れ



1 雇用保険の給付を受けることができる人は？

雇用保険では、失業中の生活を心配せずに仕事探しに専念し、1日も早く再就職していただくために「求職者給付」を支給します。

この求職者給付は、**仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。**

求職者給付を受給できるのは、**失業の状態にある方のみ**です。

2 失業の状態とは？

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

- 積極的に就職しようとする意思があること。
- いつでも就職できる能力(健康状態・環境など)があること。
- 積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として求職者給付を受けることができません。

1. 病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業〔補償〕給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます）
2. 妊娠、出産、育児などによりすぐに就職することができない
3. 親族の看護などすぐに就職することができない
4. 定年などにより離職してしばらくの間休養する
5. 結婚して家事に専念し、就職を希望しない
6. 家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
7. 自営業（準備を含みます）をしている ※収入の有無を問いません。
8. 会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）
9. 就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません）している
※週あたりの労働時間が20時間未満の場合、就労した日、収入額の申告が必要となりますが、その他失業している日については基本手当の支給を受けることが可能な場合があります。
10. 学業に専念する（昼間の学校に通っていて、すぐに就職することができない）
11. 次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます）

保険料を負担していたのに、求職者給付を受給できないことがあるの？

雇用保険は、積立貯金のように、保険料を負担していれば、必ず支給を受けることができるという制度ではありません。

雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほかに、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助（助け合い）の制度です。

このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

働きたい気持ちはあるけれど、今は病気等で働けない場合はどうすればいいの？

求職者給付を受けることができるは、原則として離職日の翌日から1年間です。この期間のことを「受給期間」といいます。

退職後、病気、妊娠等の理由ですぐに働くことができない間に、受給期間が過ぎてしまうと、せっかくの保険制度が利用できることになってしまいます。

そこで、一定の基準を満たした場合には、この受給期間を一定期間延長し、その後、働くことができるようになってから、雇用保険の受給の手続きを行っていただく制度があります（詳しくは17ページ参照）。

仕事を辞めて、資格を取るため専門学校に通う場合、保険はもらえないの？

専門学校に通うことによって、前ページで説明した「失業の状態」ではなくなっている場合には、求職者給付を受けることはできません。

また、学校教育法第1条に規定される学校、同法第124条に規定される専修学校または同法第134条第1項に規定される各種学校の学生または生徒など（通信制・夜間制・定時制を除く。以下「専門学生」という）や、実質、専門学生と同様の方については、原則として、雇用保険法上の労働者となりませんので、求職者給付の支給を受けることはできません。

どのような状況が「就職」したことになるの？

雇用保険法でいう「就職」とは、いわゆる正社員だけではなく、アルバイトやパートおよび研修等も含まれます。

また、会社の役員へ就任する場合はもちろん、自営業の準備や自営業を営むこと、農業・商業等の事業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動などについても、「就職」となる場合があります。詳しくは、「12 失業認定申告書の書き方」をご覧ください。

3 雇用保険受給資格者証の見方

◎表面

雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支 給 番 号 1	2. 氏 名 2		
3. 被 保 険 者 番 号 3	4. 性 別 5. 離 職 時 年 齢 5	6. 生 年 月 日 6	7. 求 職 番 号
8. 住 所 又 は 居 所			
9. 支 払 方 法 (記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 9			
10. 資 格 取 得 年 月 日	11. 離 職 年 月 日 11	12. 離 職 理 由	
13. 60歳到達時賃金日額 14	14. 離 職 時 賃 金 日 額 14	15. 給 付 制 限 15	
16. 求 職 申 込 年 月 日 16	17. 認 定 日 17	18. 受 給 期 間 満 了 年 月 日 18	
19. 基 本 手 当 日 額 19	20. 所 定 給 付 日 数 20	21. 通 算 被 保 険 者 期 間 21	
22. 離 職 前 事 業 所 名			
23. 再 就 職 手 当 支 給 歴 23	24. 特 殊 表 示 (災 害 時、一 括、巡 相、市 町 村)		

◎裏面

【離職理由 11、12、21、22、23、24、25、31、32、33の場合】

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	20-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 06月27日
2		待期満了	待期満了日	020508			
3		020509-0529	21	基本手当	¥○○○,○○○	69	

「020509-0529」「21」とは、認定期間(令和2年5月9日～5月29日)と認定した支給日数(21日)です。

残っている支給日数です。

【離職理由 40、50の場合】(給付制限のある場合)

行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0530	20-012345-6		コヨウ タロウ			次回認定日 07月25日
2		待期満了	待期満了日	020508			
3		給付制限期間 020509-020708	離職理由 40				

「020509-020708」とは、給付制限を受けた場合に表示され、この期間(令和2年5月9日～7月8日)は基本手当は支給されません。

内容に間違いないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

1	支給番号	受給のための番号です。ハローワーク等（ハローワークまたは地方運輸局・海事事務所）へのお問い合わせや、失業認定申告書に記入する番号です。
2	氏名	名前の読み方が間違っていませんか？（金融機関に登録してある読み方と異なると振り込みができませんので、ご注意ください）
3	被保険者番号	雇用保険では、今後お勤めの場合もこの番号が使用されます。
5	離職時年齢	あなたの離職時の満年齢です。
6	生年月日	1桁目の「3」は「昭和」、4は「平成」を表します。「-」の右側は年月日を表します。
9	支払い方法	指定された金融機関名、支店名、口座番号です。
11	離職年月日	あなたが離職した日です。
12	離職理由	離職理由を番号で表しています。 11、12 : 解雇（50を除く） 21 : 雇止め（同一の事業主に3年以上雇用） 22 : 雇止め（同一の事業主に3年末満雇用・更新明示あり） 23 : 期間満了（同一の事業主に3年末満雇用・更新可能な旨明示あり） 24 : 期間満了（21～23以外） 25 : 定年（船員の方を除く）・移籍出向 31、32 : 正当な理由のある自己都合退職（事業主からの働きかけ等） 33 : 正当な理由のある自己都合退職（31、32以外） 40、45 : 正当な理由のない自己都合退職 50、55 : 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇
14	離職時賃金日額	原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計を180で割った額です。
15	給付制限	給付制限がある場合、その給付制限期間です。
16	求職申込年月日	あなたがハローワーク等に離職票を提出し、求職申し込みをした日です。
17	認定日	左側は週型、右側は曜日を表します（11ページ参照）。
18	受給期間満了日	あなたが基本手当を受けることのできる期間の最終日です。
19	基本手当日額	あなたが受けれる基本手当の1日分の金額です。
20	所定給付日数	あなたが基本手当を受けることができる上限日数です（8ページ参照）。
21	通算被保険者期間	あなたが被保険者として雇用されていた通算の期間です（7ページ参照）。
23	再就職手当支給歴	あなたが過去に再就職手当を受給したことがある場合、最後に支給を受けた日です。

- ★ 雇用保険受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワーク等へ届け出してください。
- ★ 雇用保険受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ★ 雇用保険受給資格者証は、支給終了後も大切に保管してください。

4 基本手当の日額と給付日数は？

求職者給付のうち、失業の状態にある日について支給する手当を「**基本手当**」といいます。

- (1) **基本手当の日額**は、原則として、離職される直前の6か月間に支払われた賃金の合計金額を、
180で割った金額（**賃金日額**）のおよそ 80%～45%になります（基本手当の日額については、
別途上限が定められています）。

※ **基本手当の日額**は、「**毎月勤労統計**」の結果に基づき、**毎年8月1日に改定されます**。

- (2) 基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。

（基本手当の支給対象となる日が令和2年8月1日から令和3年7月31日までの場合）

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y円）
----------	-----	------------

●離職時の年齢が 30 歳未満または 65 歳以上の方

2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円 (* 1)
12,390 円超 13,700 円以下	50%	6,195 円～6,850 円
13,700 円(上限額)超	—	6,850 円(上限額)

●離職時の年齢が 30 歳以上 45 歳未満の方

2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円 (* 1)
12,390 円超 15,210 円以下	50%	6,195 円～7,605 円
15,210 円(上限額)超	—	7,605 円(上限額)

●離職時の年齢が 45 歳以上 60 歳未満の方

2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 12,390 円以下	80%～50%	4,024 円～6,195 円 (* 1)
12,390 円超 16,740 円以下	50%	6,195 円～8,370 円
16,740 円(上限額)超	—	8,370 円(上限額)

●離職時の年齢が 60 歳以上 65 歳未満の方

2,574 円以上 5,030 円未満	80%	2,059 円～4,023 円
5,030 円以上 11,140 円以下	80%～45%	4,024 円～5,013 円 (* 2)
11,140 円超 15,970 円以下	45%	5,013 円～7,186 円
15,970 円(上限額)超	—	7,186 円(上限額)

* 1 $y = 0.8w - 0.3 \{ (w - 5,030) / 7,360 \} w$

* 2 $y = 0.8w - 0.35 \{ (w - 5,030) / 6,110 \} w, y = 0.05w + 4,456$ のいずれか低い方の額

- (3) 基本手当を受けることができる日数の上限は、**離職の日における年齢、被保険者として雇用されていた期間および原則として直近の離職理由**などにより、次ページの表のとおり定められています（これを「**所定給付日数**」といいます）。

被保険者として雇用されていた期間

転職等で被保険者であった期間に空白がある場合で、その空白期間が1年以内の場合には、前後の被保険者であった期間を通算します。ただし、過去に基本手当（再就職手当等を含む。）または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その支給を受けた後の被保険者であった期間のみが通算されることになります。

また、官民人事交流法第21条第1項に規定する雇用継続交流採用職員であった期間および育児休業給付の支給を受けた期間（平成19年10月1日以降）も、所定給付日数を算定する計算から除きます。

所定給付日数

① 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方(②および③以外の全ての離職者)

被保険者であった期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全 年 齢	90日	120日	150日

② 倒産、解雇、一定の要件を満たす雇止めで離職された方(③を除く)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※ 一定の要件を満たす雇止めにより離職された方に②の表が適用されるのは暫定措置です（令和4年3月31日までの間に離職された方が対象）。

③ 障害者等の就職が困難な方(ご本人からの申し出が必要となります)

被保険者であった期間 離職時の年齢	1年未満※	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

※「1年未満」欄は、②に該当する理由またはその他やむを得ない理由により離職された方にのみ適用されます。

5 基本手当の支給を受けることができる期間は？

基本手当を受けることができる期間は、原則として離職日の翌日から1年間(所定給付日数が330日の方は1年間+30日、360日の方は1年間+60日)です。この期間を「受給期間」といいます。

この期間内の失業の状態にある日について、所定給付日数を限度として基本手当の支給を受けることができます。

この期間を過ぎると、所定給付日数分を受給し終わっていなくても、それ以後、基本手当の支給を受けることはできません。

たとえば

自己都合で離職してから、ハローワーク等で手続きをするのが遅くなってしまった場合。

所定給付日数は 150 日だったのですが・・・

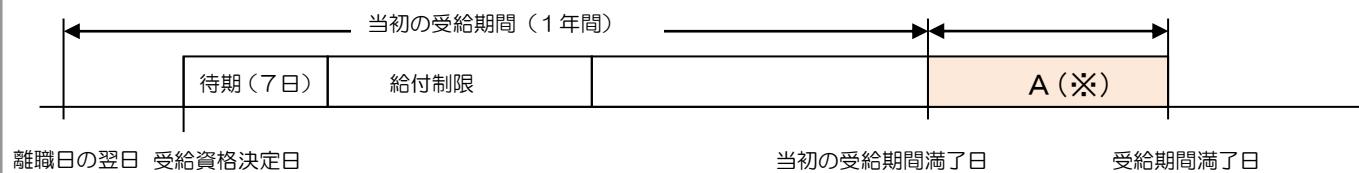


この場合、120 日分の支給を受けた時点で受給期間が終了するため、30 日分は支給を受けることができません。

ただし、病気やけが、妊娠等で引き続き 30 日以上働けなくなつたときには、受給期間を延長することができます（「16 受給期間の延長とは？」をご覧ください）。

また、8ページ③の方で、所定給付日数が 300 日または 360 日であって、給付制限を受けた場合には、以下の受給期間の特例が適用されます。

延長される期間



この場合、当初の受給期間に A を加えた期間が受給期間となります。

※ A=21 日+3か月(2か月) (給付制限) +300 日 (所定給付日数) - 1 年

6 スタートは仕事探しの申し込み

雇用保険の手続きは、ハローワーク等（退職した船員の方が、引き続き船員での就職を希望される場合は地方運輸局）へ離職票を提出し、あわせて仕事探しの申し込みをしたときからスタートします。

この手続き開始の日を「受給資格決定日」といいます。

仕事探しの申し込みの際には、「**求職申込書**」に希望する仕事の種類や収入等を記入していただきます。

7 受給資格決定日からの「待期」

受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは、基本手当の支給を受けることはできません。この期間のことを「待期」といいます。

したがって、この「待期」の最終日の翌日からが支給の対象となる日となり、ハローワーク等で失業の認定を受けた日について基本手当が支給されます。

8 支給が始まるのは（給付制限がない場合）

待期が経過（このことを「待期満了」といいます）した後に、引き続き失業の状態にある場合、基本手当の支給対象となります。

失業の状態					
受給資格	支給されません	支給対象となります			
決 定 日	待 期 (7日)	待 期 满 了 日	待 期 满 了 日 の 翌 日	最 初 の 認 定 日 の 前 日	最 初 の 認 定 日
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

この認定日に来所して、失業の認定を受けると、「7日間の待期」と「待期満了日の翌日から認定日の前日までの失業状態」が認定され、基本手当の支給が始まります。

9 離職理由によって、3か月(2か月)の給付制限があります

以下のどちらかに当てはまる方は、待期が経過（このことを「待期満了」といいます）した翌日から3か月(2か月)間経過した後に、引き続き失業の状態にある場合に、基本手当の支給が始まります。

※令和2年9月30日までに正当な理由がない自己都合により退職された方は、給付制限期間が3か月となります。

※令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月となります。

①正当な理由がなく自己の都合で退職した場合 ②自己の責任による重大な理由により解雇された場合

失業の状態					
給付制限					
受給資格	支給されません	支給されません	支給対象となります		
決 定 日	待 期 (7日)	待 期 满 了 日	待 期 满 了 日 の 翌 日	最 初 の 認 定 日	認 定 日 の 前 日
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/) (/)

支給を受けることができる方は、給付制限期間が経過した後の認定日に認定を受けた後ですが、

最初の認定日に失業の認定を受けないと待期が経過したことになります。

給付制限のある方も、定められた認定日には必ずハローワーク等に来所し、失業の認定を受けてください。

10 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？

再就職が決まった場合は、就職の前日に、ハローワーク等に就職の届け出をしていただく必要があります（詳しくは、「20 就職または事業を開始することが決まったときは？」をご覧ください）。

基本手当や再就職手当等の支給を受けることなく再就職した場合には、今までに雇用保険に加入され

ていた期間は通算され、今後、万一失業されたときの雇用保険の所定給付日数の算定の際、被保険者として雇用されていた期間に算入されます。

通算することができる期間の範囲や条件については、いくつかの定めがありますので、詳しくはハローワーク等の係員にお問い合わせください。

11 失業の認定とは？

基本手当の支給を受けるためには、原則として4週間(28日)に1回の指定された日（これを失業の認定日といいます）に、必ずあなたご自身がハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告する必要があります。

「失業の状態」にあるか否かを客観的・具体的に確認したうえで給付を行うことが重要ですので、失業の認定には、一定範囲の求職活動実績による判断基準を設けています。失業認定申告書に、失業の認定を受けようとする期間に行なった求職活動を正しく記入してください（失業認定申告書については「12 失業認定申告書の書き方」を、求職活動実績については「13 求職活動実績とは？」をご覧ください）。

ハローワーク等では、その申告を基にして、失業の状態にあった日について失業の認定を行い、基本手当を支給する手続きを行います。

「失業の認定日」について

あなたの雇用保険受給資格者証の認定日の欄に、認定日の週型と曜日が表示されています。

添付のカレンダーを使って、認定日を調べます。

曜日型 週型	日	月	火	水	木	金	土
4	1	2	3	4	5	6	
1	7	8	9	10	11	12	13
2	14	15	16	17	18	19	20
3	21	22	23	24	25	26	27
4	28	29	30				
4		1	2	3	4		
1	5	6	7	8	9	10	11
2	12	13	14	15	16	17	18
3	19	20	21	22	23	24	25
4	26	27	28	29	30	31	
4							

「2型一火」と印字されている場合

「2型」は認定日の週型を表します（1型から4型まで）。

「火」は曜日を表します（月、火、水、木、金）。

※第2火曜日という意味ではありませんので、ご注意ください。

左のカレンダーを見ると、週型2（横）と火曜日（縦）が交わっている9月16日が認定日となります。

また、次の認定日は、10月14日となります。

ご注意ください

★認定日が1か月に2回ある月もあります。

★認定日が休祝日にあたる場合は、あらかじめハローワーク等で認定日を変更し、所内に掲示等してお知らせします。掲示類を必ずご確認ください。

★受給資格者証に次回認定日を印字しています。

12 失業認定申告書の書き方

「失業認定申告書」について

失業認定申告書は、基本手当を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

- 1 認定日には、①雇用保険受給資格者証 ②失業認定申告書 ③印かん（スタンプ印不可）をお持ちください。
- 2 失業認定申告書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、**間違えたときは、訂正印を押印するか、自筆による署名により訂正してください。**
- 3 次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください。
 - (1) **就職(見習・試用期間を含む)**した場合には、**採用になった日付**
 - (2) **内職や手伝い**をした場合には、**その日付**
 - (3) **パート、アルバイト、臨時雇用および日々雇用等の就労**をした場合には、**働いた日付**
(これらが繰り返されて長期にわたる場合には、「就職」とみなされる場合があります)
 - (4) **自営業を開始(準備期間を含む)**した場合、**会社の役員等に就任した場合、農業・商業等家業に従事した場合、請負・委任による労務提供をした場合、ボランティア活動をした場合**には、**その日付**

ご注意ください

- ★ 就労した日については、基本手当の支給を受けることはできませんが、一定の要件を満たした場合に「就業手当」の支給を受けられる場合があります（「25 就業手当について」をご覧ください）。
- ★ 内職、手伝いによる収入があった場合には、一定の基準で計算して基本手当が減額、または不支給となる場合があります。詳しくは、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。
- ★ 必要に応じて、認定の際に運転免許証その他の本人であることを確認することが出来る書類を提示していただくことがあります。

窓口での呼び出しについて

失業認定の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。

失業認定申告書

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。)

※ 帳票種別 11203

(あてはまるものに○をつけ、必要なことがらを記入してください。)

◎ 失業認定申告書には、ありのままを記入しましょう。

記入についての詳しい説明は、雇用保険説明会で行います。

- ① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職・就労、内職・手伝いをした場合は『ア した』に○印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、前回の認定日から今回の認定日の前日までをいいます。

就職または就労した日（○）、内職または手伝いをした日（×）

15ページの要件を参考にして、カレンダーに○印または×印を付けてください。

※ いずれの場合にも、収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。

また、就職または就労、あるいは内職または手伝いかの判断がつかない場合には、ハローワーク等の係員にお問い合わせのうえ、記入してください。

- ② 失業の認定を受けようとする期間中に、内職または手伝いをして収入を得た場合、その内職収入、手伝いの謝礼等を受けた日と収入額、その収入が何日分のものであるかを必ず記入してください。
- ③ 求職活動の状況を具体的に記入してください（「求職活動」として認められるものについては 16 ページ参照）。

具体的な記入要領は次のとおりです。

- 失業の認定を受けようとする期間中に求職活動を行った場合には、(1)欄の該当事項を記入してください。
(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募した場合には、(2)欄に該当事項を記載してください。
- 離職理由による給付制限を受けていた方は、給付制限後の最初の失業の認定日に、給付制限期間中における求職活動の状況も記載してください。
- (1)欄には、(ア)～(エ)により求職活動を行った場合に、該当する箇所に○印を付け、「活動日」、「利用した機関の名称」および「求職活動の内容」を具体的に記載してください。
(イ)～(エ)の民間職業紹介機関、労働者派遣機関、公的機関等を利用した場合には、「利用した機関の名称」欄に機関の名称のほか、その機関の電話番号をあわせて記載してください。
- (2)欄の「事業所名、部署」欄には、応募した事業所名と部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記入してください。
また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問等、求人に応募した方法を具体的に記入してください。
「応募の結果」欄には、例えば「現在採否結果待ち（×月×日採否結果通知予定）」、「×月×日採用（不採用）通知有り」等、その状況を具体的に記入してください。

- ④ ハローワークの職業紹介に応じられる場合には『ア 応じられる』に○印を付けてください。紹介に応じられない場合には『イ 応じられない』に○印を付け、その理由を裏面8の(ア)～(オ)から選んで○印を付けてください。
- ⑤ 就職が決まった場合には、就職（予定）年月日、就職先事業所等を正確に記入してください（見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください）。
- ⑥ 認定日の年月日、支給番号を記入してください。受給資格者氏名欄に、記名押印、または自筆で署名をしてください。

就職または就労とは（失業認定申告書のカレンダーに○印をする場合）

- ① 雇用保険の被保険者となる場合（就職の場合は失業認定申告書の5ア欄にも記入）。
 - ② 事業主に雇用され、**1日の労働時間が4時間以上である場合。**
※契約期間が7日以上の雇用契約において週の所定労働時間が20時間以上、かつ、週の就労日が4日以上の場合は、実際に就労をしていない日を含めて就職しているものとして取り扱います。
 - ③ 会社の役員に就任した場合（1日の労働時間は問わない）。
 - ④ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、原則として**1日の労働時間が4時間以上である場合。**
 - ⑤ ④にあげた活動を行い、**1日の労働時間が4時間未満であったが、それに専念するためハローワーク等の紹介にはすぐに応じられない等、他に求職活動を行わなかった場合。**
- ※ ①、②、③の場合は、賃金等の報酬がなくても、就職または就労したこととなります。

内職または手伝い（失業認定申告書のカレンダーに×印をする場合）

- ① 事業主に雇用された場合、自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、**原則として1日の労働時間が4時間未満**（雇用保険の被保険者となる場合を除く）であった場合。
 - ② 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、1日の労働時間が4時間以上だったが、1日当りの収入額が**賃金日額の最低額**（＊）未満であった場合。
＊ 2,574円。この額は毎年8月1日に変更となる場合があります。
- ※ 内職または手伝いによる収入を得ていない場合でも、内職または手伝いをしたことの申告は必要となります。また、内職または手伝いにより収入があった（自己の労働によって収入を得た）場合は、**その収入金額を申告する必要があります**。

13 求職活動実績とは？

仕事探しの方法には、ハローワーク等が用意した各種メニューはもちろん、新聞広告やインターネットでの求人情報の検索や、知人への紹介依頼等、さまざまなものがありますが、基本手当の支給を受けるためには、**客観的に確認することができる仕事探しの実績**が必要になります。この実績のことを「**求職活動実績**」といいます（求職活動実績として認められる活動は次ページ参照）。

基本手当の支給を受けるためには、**求職活動実績として認められる活動を、原則として前回の認定日から今回の認定日の前日までの期間中に、最低2回以上行うことが必要**となります。

また、給付制限がある場合には、この給付制限期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間中に、**原則として求職活動実績として認められる活動を最低3回以上（給付制限期間が2か月の場合は、最低2回以上）行うことが必要**となります。

14 求職活動実績にはどんなものがあるの？

求職活動実績として認められる主なものは次のとおりです。ハローワークや新聞、インターネット等で求人情報を閲覧した、知人への紹介依頼等は、求職活動実績には含まれません。

- ① 求人への応募
- ② ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う職業相談、職業紹介等
- ③ ハローワーク等、船員雇用促進センターが行う各種講習、セミナーの受講
- ④ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う職業相談、職業紹介等
- ⑤ 許可・届け出のある民間機関（民間職業紹介事業所、労働者派遣事業所）が行う求職活動方法等を指導するセミナー等の受講
- ⑥ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う職業相談等
- ⑦ 公的機関等（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加等
- ⑧ 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験等

※ 求職活動実績にあたるかどうか不明な場合は、ハローワーク等にお問い合わせください。

これらの求職活動実績として認められるものは、1日も早い再就職の実現に非常に効果的なものですので、日々の仕事探しの方法の中に、積極的に取り入れるようにしましょう。

なお、申告された求職活動実績については、利用機関等への問い合わせ等により事実確認を行うことがあります。事実と異なる申告は不正受給となる場合があります。

15 基本手当の支払いについて

基本手当は、失業の認定を受けた後、その認定された日数分について、あなたの指定した金融機関の預金口座に振り込まれます。

なお、預金口座に振り込まれるのは、失業の認定日の約7日後となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウクギョウアンティキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

- ☆ 氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワーク等の係員に申し出てください。
- ☆ 振り込まれた給付金の額について、雇用保険受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
- ☆ 不明な点は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください。

16 受給期間の延長とは？

基本手当を受給できる期間は、原則、離職日の翌日から1年間（8ページ参照）ですが、次のような場合には受給期間を延長することができます。この期間中に、病気、けが、妊娠、出産、育児（3歳未満）、小学校就学前の子の看護、親族等の看護、配偶者の海外勤務に本人が同行する場合、一定のボランティア活動等で引き続き30日以上職業に就くことができない期間がある場合には、その職業に就くことができない日数を受給期間に加えることができます（受給期間に加えることができる期間は最大3年間です）

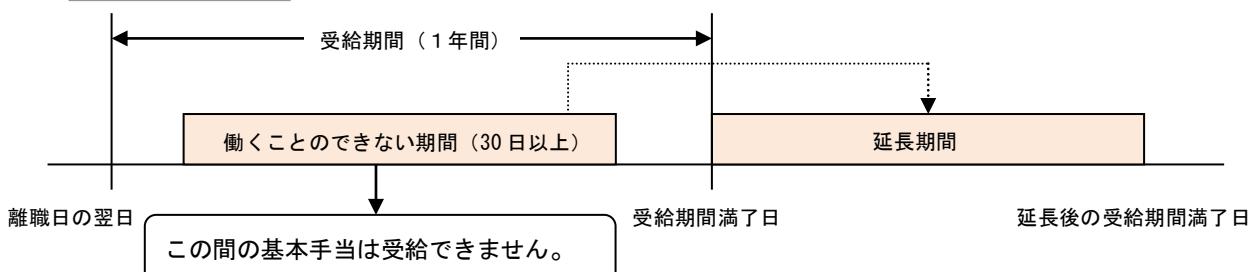
受給期間延長の申請手続きについて

受給期間延長の申請をされる場合には、**引き続き30日以上働くことができなくなった日の翌日以降、早期にしていただくことが原則**ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、申請が可能です。ハローワーク等へ以下の書類を提出してください。

- 1 「受給期間延長申請書」
- 2 「雇用保険受給資格者証」
- 3 「延長理由に該当することの事実を確認できる書類」

（郵送または代理人による提出も可能ですが、代理人の場合委任状が必要です）。

たとえば



受給期間の延長が認められると「受給期間延長通知書」をお渡ししますが、その延長の理由が終わったときは、すぐにハローワーク等に届け出てください。

なお、延長理由等によっては、医師の診断書等の証明書類等を提出していただくことになります。受給資格の決定を受けた後、病気やけがのため15日以上働くことができない状態となったときは、基本手当のかわりに同額の傷病手当の支給を受けることができる場合があります。詳しくは「31 病気やけがで働けなくなったときは？」をご覧ください。

60歳以上の定年退職者等の受給期間の延長について

60歳以上（船員の方については50歳以上）の定年退職や定年後の継続雇用の終了により退職し、退職後一定期間求職の申し込みをしないことを申し出た場合には、この申し出た期間（最長1年間）分、受給期間を延長することができます。申請期限は、離職日の翌日から2か月以内です。この取り扱いを希望される場合には、必ず、ハローワーク等に離職票を提出される際に係員に申し出てください（求職申し込みをされた後には、この取り扱いはできませんので、ご注意ください）。

17 紹介拒否などによる給付制限とは？

ハローワーク等が紹介する職業に就くこと、指示した公共職業訓練を受けること、ハローワーク等が行う職業指導を受けることを正当な理由がなく拒んだとき、または、公共職業訓練を自己都合で中途退校したときは、その日から1か月間、基本手当の支給を受けることができません。

18 認定日にハローワーク等に来所しなかったときは？

認定日にハローワーク等に来所することができなかつた場合には、その認定日までの期間と来所しなかつた認定日当日については、失業の認定(基本手当の支給)を受けることができません。

そして、次の認定日の前日までにハローワーク等に来所して、職業相談等の積極的な求職活動をしなかつた場合には、その次の認定日の前日までの期間についても失業認定を受けることができません。以下の例を参考にしてください。

① 10月15日の認定日に来所せず、次回11月12日の認定日に来所した場合

認定日（9／17）	認定日（10／15）	認定日（11／12）	認定日（12／10）
支給を受けることはできません。	支給を受けることはできません。	支給を受けることができます。	
9／17～10／14 来所	10／15～11／11 来所せず	11／12～12／9 来所	12／10 来所

来所できなかつた認定日（10／15）の次の認定日（11／12）の前日（11／11）までに来所していないと、9月17日から11月11日までの56日間は支給を受けることができません。

② 10月15日の認定日に来所せず、10月16日から11月11日の間に来所して職業相談を受けた後、次回11月12日の認定日に来所した場合

認定日（9／17）	認定日（10／15）	認定日（11／12）	認定日（12／10）
支給を受けることはできません。	10／16から支給対象となります。	支給を受けることができます。	
9／17～10／14 来所	10／16～11／11 来所せず ↑ 職業相談のため来所	11／12～12／9 来所	12／10 来所

9月17日から10月15日までの29日間は支給を受けることができません。

なお、10月16日～11月11日の期間も、原則、2回以上の求職活動実績が必要となります。

③ 給付制限3か月(2か月)の方が、定められた認定日に来所せず、3か月経過後に来所した場合

最初の認定日 (8／27)	認定日 (9／17)	認定日 (10／15)	認定日 (11／12)	認定日 (12／10)
支給対象とはなりません。				
離職	受給資格決定日	来所せず	来所せず	来所

待期および給付制限は終了せず、支給の対象とはなりません（10ページ参照）。

19 認定日の変更について

所定の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、**特別な取り扱い**として**認定日を変更**することができます。

その場合、必ず事前にハローワーク等に連絡したうえで指示を受けるようにしてください。

なお、認定日の変更の取り扱いを受ける場合には、原則として、その事実がわかる証明書等が必要となります（必要な証明書等については、ハローワーク等の窓口で指示を受けるようにしてください）。

やむを得ない理由とは？

- ☆ 就職
- ☆ 求人者との面接、選考、採用試験等
- ☆ 各種国家試験、検定等資格試験の受験
- ☆ ハローワーク等の指導により各種講習等を受講する場合
- ☆ 働くことができない期間が 14 日以内の病気、けが
- ☆ 本人の婚姻
- ☆ 親族の看護、危篤または死亡、婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています）
- ☆ 子弟の入園式・入学式または卒園式・卒業式

たとえば

病気のため 10月 15 日の認定日に来所できず、ハローワーク等の指示により 10月 17 日にその事実がわかる証明書類を持って来所した場合

認定日 (9/17)	認定日 (10/15)	認定日 (10/17)	認定日 (11/12)
支給を受けることができます		支給を受けることができます	
来所 (9/17 ~ 10/16)	来所せず	来所 (10/17 ~ 11/11)	来所

10月 17 日には、9月 17 日から 10月 16 日までの 30 日分の認定を受け、11月 12 日には、10月 17 日から 11月 11 日の 26 日分の認定を受けることができます。

また、指定された認定日に来所できなかった場合、その理由が、次の①から③までのいずれかであるときは、その理由を証明した証明書によって次回の認定日にまとめて認定を受けることもできます。

この場合にも、必ずハローワーク等に連絡したうえで、指示を受けるようにしてください。

- ①働くことができない期間が 14 日以内の病気、けがのとき(傷病証明書)
- ②ハローワーク等の紹介により求人者との面接をしたとき(面接証明書)
- ③天災その他避けることができない事故(水害、地震、交通事故など)により来所できないとき
(官公署の証明)

20 就職または事業を開始することが決まったときは？

就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む）または事業を開始することが決まった時は、原則として、就職または事業（事業開始のための準備期間がある場合は準備）を開始する日の前日にハローワーク等に来所のうえ、失業認定申告書により就職の届け出を行い、失業の認定を受けてください。

就職の届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 失業認定申告書
- 採用証明書等

なお、再就職手当等の支給要件に該当すると思われる場合には、失業の認定を行った後に支給申請用紙をお渡しします。

※ 雇用保険説明会までに就職が決まった（就職日が雇用保険説明会より前の日付）ときは、この「しおり」および説明会に持参するように指示されたものを持参のうえ、就職日の前日にハローワーク等に来所し、就職の届け出を行ってください。

※ 就職日より前に認定日が設定されている場合は、その認定日はハローワーク等に来所し、失業の認定を受ける必要があります。

※ ハローワーク等に来所のうえ、所定の手続きをしなかった場合、再就職手当等の申請は行うことができませんので、ご注意ください。

21 再就職手当について

基本手当の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

支給額は、所定給付日数の3分の1以上を残して就職した場合は、支給残日数の 60%、所定給付日数の3分の2以上を残して就職した場合は、支給残日数の 70%に、基本手当日額を掛けて得た金額になります。

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額
	支給率 60% の場合	支給率 70% の場合	
90日	30日以上	60日以上	
120日	40日以上	80日以上	
150日	50日以上	100日以上	
180日	60日以上	120日以上	
210日	70日以上	140日以上	
240日	80日以上	160日以上	
270日	90日以上	180日以上	
300日	100日以上	200日以上	
330日	110日以上	220日以上	
360日	120日以上	240日以上	

基本手当 × 所定給付日数 × または
日額 × の支給残日数 60%
(※上限有)
70%
(1円未満の端数は、切り捨て)

- ※ 再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。
- 離職時の年齢が60歳未満の方 ・・・・・・・ 6,195円
 - 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 ・・・ 5,013円
- (基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります)
- 再就職手当の支給を受けた場合には、手当の額を基本手当日額で割って得た数に相当する日数分の基本手当の支給を受けたものとみなします。

「支給残日数」とは

所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数、または、傷病手当、就業手当、再就職手当の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数のことです。

※ 支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

また、給付制限期間中に就職した場合で、支給残日数が給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは、給付制限期間の末日の翌日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

再就職手当の支給要件

次の①から⑧までの要件を全て満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

また、自立したと認めることができる一定の要件のもとに事業を開始された場合にも、再就職手当が支給されることがあります（この場合の支給要件等は、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

次の要件を全て満たしていることが必要です

- ①就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること
(支給残日数が、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるときは就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります) ※支給残日数については、上記の「支給残日数」とは」を参照。
- ②1年を超えて勤務することが確実であると認められること
(1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は「1年を超えて勤務することが確実であること」には該当しません)
- ③待期満了日後の就職であること
- ④離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了日後1か月間については、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること
- ⑤離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと
(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます)
- ⑥就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦受給資格決定（求職申し込み）前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
- ⑧原則、雇用保険の被保険者要件を満たす条件での雇用であること
(例えば、委任契約、委託契約等については、雇用保険の被保険者に該当しません)

※ 支給決定日からおおむね1週間程度で所定の口座に入金されます。ただし、申請内容の確認結果等によっては、支給の決定を行うまでに時間がかかることがあります。

「ハローワーク等の紹介による就職」とは

ハローワーク等で紹介を受け、事業所に面接に行き、就職した場合のことをいいます。したがって、ハローワーク等の公開求人や求人情報誌等を見るなどして、ご自身で直接応募して就職された場合には「ハローワーク等の紹介による就職」とはなりません（職業紹介事業者等の場合も同様です）

22 再就職手当を活用しましょう

再就職手当は、早期に再就職すると給付率が **60%→70%** にアップします。

- 基本手当日額4,000円、所定給付日数90日の方が支給残日数60日の時点で就職された場合

離職	資格決定日	待期 満了日	待期満了日 の翌日	基本手当支給(30日分)	就職日 の前日	就職日	所定給付日数(90日)	受給期間満了日

- 所定給付日数90日に対して、基本手当の残日数が60日（3分の2以上）ですので、再就職手当の支給率は**70%**となります。
- 再就職手当の金額は、4,000円 × 60日 × **70%** = 168,000円となります。

- 基本手当日額4,000円、所定給付日数90日の方が残日数59日の時点で就職された場合

離職	資格決定日	待期 満了日	待期満了日 の翌日	基本手当支給(31日分)	就職日 の前日	就職日	所定給付日数(90日)	受給期間満了日

- 所定給付日数90日に対して、基本手当の残日数が59日（3分の1以上）ですので、再就職手当の支給率は**60%**となります。
- 再就職手当の金額は、4,000円 × 59日 × **60%** = 141,600円となります。

23 再就職手当の手続きは？

再就職手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

再就職手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 再就職手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
 - 2 雇用保険受給資格者証
 - 3 その他、ハローワーク等の求める書類
- ※ 提出は郵送でも差し支えありません。

ご注意ください

ハローワーク等で就職の届け出を行った後でなければ、再就職手当の申請手続きはできません。また、再就職手当の支給を受けると、同一の就職を理由とする高年齢再就職給付金は支給されません。詳しくは「36 雇用継続給付について」をご覧ください。

24 再就職手当受給後にも給付があります

早期に再就職をして再就職手当の支給を受けた人が、引き続きその再就職先に6か月以上雇用され、かつ再就職先で6か月の間に支払われた賃金が雇用保険の給付を受ける直前の賃金に比べて低下している場合、就業促進定着手当の支給を受けることが出来ます。

就業促進定着手当の支給要件

次の要件を全て満たしていることが必要です

①再就職手当の支給を受けていること。

②再就職手当の支給を受けた再就職の日から、同じ事業主に引き続き6か月以上雇用されていること
※事業主の都合による出向等であっても、再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月経過前に雇用保険の被保険者資格を喪失した場合には、この手当の支給は受けられません。

（事業を開始されたことで再就職手当が支給された場合は、この手当の支給は受けられません。）。

③再就職手当の支給を受けた再就職の日から6か月間に支払われた賃金額の1日分の額（A）が離職前の賃金日額（B）を下回ること（AとBの原則的な計算方法はP6の14をご覧ください。）。
※離職前の賃金日額が下限額の場合には、再就職後6か月間の賃金の1日分の額が離職前の賃金日額を下回ることはないので、この手当の支給は受けられません。

支給額について

支給額 = (B - A) × 再就職の日から6か月間内における賃金の支払いの基礎となつた日数 (月給制の場合は暦日数、日給制や時給制の場合は労働の日数)

ただし、次のとおり上限額があります。

上限額：基本手当日額（※1） × 基本手当の支給残日数に相当する日数（※2） × 30%（※3）

※1 基本手当日額にも再就職手当と同様の上限額があります。

※2 再就職手当の給付を受ける前の支給残日数です。

※3 再就職手当の支給率が60%の場合は、40%です。

- 60歳未満の時点で離職、離職時の賃金が月給制30万円、基本手当は5,687円だった方が、支給残日数が90日の状態で再就職をして再就職手当を受給。
再就職後6か月間の賃金は月給制28万5千円になった場合。
- 離職前の賃金日額は10,000円（B）、再就職後6か月間の賃金の1日分の額は9,500円（A）です。
- 賃金支払い基礎日数は、月給制なので歴日数（183日とします）です。
- 就業促進定着手当の金額を計算式により一通り計算すると
 $(10,000\text{円} - 9,500\text{円}) \times 183\text{日} = 91,500\text{円}$ となります。
- この場合の上限額は次のとおりなので、91,500円が支給されます。
 $5,687\text{円} \times 90\text{日} \times 30\% = 153,549\text{円}$

申請について

申請期限は、就職日から6か月経過した日の翌日から2か月以内です。

就職促進定着手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

- 1 申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）
 - 2 雇用保険受給資格者証
 - 3 出勤簿の写し、賃金台帳の写し等、ハローワーク等の求める書類
- ※ 提出は郵送でも差し支えありません

25 就業手当について

失業中に、アルバイトなど1年を超える見込みのない職業に就いた（再就職手当の支給対象とならない）場合、その就業日について、支給要件を全て満たした場合には、**就業手当**の支給を受けることができます。

また、この就業手当の支給を受けた場合においても、その後、その就業が安定した職業になったと認められるときは、再就職手当の支給対象となる場合があります。

なお、この場合の支給残日数は、「安定した職業に就いた」日の前日時点で判断することになります。

就業手当の金額は

就業日ごとに、基本手当日額の30%に相当する額（1円未満の端数は切り捨て）の支給を受けることができます。

※ 就業手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

○ 離職時の年齢が60歳未満の方 ・・・・・・・ 6,195円

○ 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 ・・・ 5,013円

（基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります。）

就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされます。

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上であること。
- ② 再就職手当の支給対象とならない職業に就いたこと。
- ③ 待期満了日後の就業であること。
- ④ 離職理由による給付制限を受けた場合には、待期満了後1か月間についてはハローワーク等、または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介による就業であること。
- ⑤ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます)
- ⑥ 受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと。

就業手当の申請手続きについて

4週間に1回の失業の認定日に、前回の認定日から今回の認定日の前日までの各日について、「就業手当支給申請書」に「雇用保険受給資格者証」および「就業した事実を証明する書類」を添えて提出してください。

※ 就職日以後、失業の認定の必要のない方については、支給申請書を代理人(委任状が必要)または郵送により提出することができます。なお、この場合、事業主の証明が必要となります。

26 常用就職支度手当について

次のいずれかの方が、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満の時点で、ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介で安定した職業に就き、支給要件を全て満たしたときに支給される手当です。

○45歳以上で労働政策総合推進法等に基づく再就職援助計画等の対象となる方

○障害のある等で、就職が困難な方

常用就職支度手当の金額は

支給額は、90（所定給付日数の支給残日数が90日未満である場合には、支給残日数に相当する数。その数が45を下回る場合、45）に基づき基本手当日額を乗じて得た額の10分の4となります（1円未満の端数は切り捨て）。

なお、所定給付日数が270日以上の受給資格者については、一律36日分となります。

※ 常用就職支度手当を算出する際の基本手当日額には上限額があります。

- 離職時の年齢が60歳未満の方 ・・・・・・・ 6,195円
- 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 ・・・ 5,013円

（基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります）

次の支給要件を全て満たしていることが必要です

- ① 基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1未満であること。
- ② ハローワーク等または許可・届け出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したこと。
- ③ 1年以上引き続いて雇用されることが確実であること。
- ④ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ⑤ 待期満了日後に職業に就いたこと。
- ⑥ 給付制限期間が経過した後に職業に就いたこと。
- ⑦ 原則、就職日において支給残日数が残っていること。
- ⑧ 雇用保険の被保険者資格を取得する要件での雇用であること。
- ⑨ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと。
- ⑩ 再就職手当の支給を受けることができないこと。

※支給に関する調査を行う際に、その事業所に勤務していることが必要です。

常用就職支度手当の申請手続きについて

申請期限は、就職日の翌日から1か月以内です。

常用就職支度手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。

1 常用就職支度手当支給申請書（就職先の事業主の証明が必要となります）

2 雇用保険受給資格者証

3 その他、ハローワーク等の求める書類

※ 提出は、郵送でも差し支えありません。また、支給・不支給の決定をするために一定の調査期間（1か月程度）を要します。

27 その他の就職促進給付について

その他の就職促進給付として、移転費、広域求職活動費等があります。

移転費について

移転費とは、受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住居所を変更する場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに支給されます。

移転費を受給できる方は以下の方となります。

基本手当の受給資格者の方がハローワーク、特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した訓練を受けるため、その住居所を変更する場合で、次の(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれにも該当する方。

(Ⅰ) 待期の期間が経過した後に就職し、又は訓練等を受けることとなった場合であって、管轄のハローワークの所長が住居所の変更を必要と認めた場合。

なお、次のいずれかに該当する場合には、住居所を変更する必要があると認められるものとして取り扱います。

i) 通常の交通機関を利用し、又は通常の交通の用具を使用して通勤（所）するための往復所要時間が4時間以上であるとき

ii) 交通機関の始（終）発等の便が悪く、通勤（所）に著しい障害を与えるとき

iii) 就職先の事業所又は訓練等を受講する訓練施設の特殊性又は事業主の要求によって移転を余儀なくされるとき

(Ⅱ) 当該就職又は公共職業訓練等の受講について、就職準備金その他移転に要する費用が就職先の事業主、公共職業訓練等の施設の長その他の者から支給されないとき、又はその支給額が移転費の額に満たない方。

なお、上記(Ⅰ)、(Ⅱ)に該当する場合であっても、就職先の雇用期間が1年末満の場合、循環的に雇用されることが慣行となっている方が離職前と同様の状態で再雇用された場合や職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、就職し、又は公共職業訓練等を受けることとなったこと等については、移転費は支給されません。

（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

求職活動支援費について

求職活動支援費とは、広域求職活動費、短期訓練受講費、求職活動関係役務利用費からなり、受給資格者の方が求職活動に伴い次の①～③のいずれかに該当する行為をする場合であって、ハローワークの所長が必要であると認めたときに、支給されます。

- ① ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合（広域求職活動費）
- ② ハローワークの職業指導により短期の訓練を受講する場合（短期訓練受講費）
- ③ 求職活動を容易にするための保育等サービスの利用をする場合（求職活動関係役務利用費）

【広域求職活動費】

広域求職活動費の支給を受けられるのは、ハローワークの紹介により広範囲の地域にわたる求職活動を行い、次の(i)、(ii)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (i) 紹介された求人が、当該受給資格者等に適當と認められる管轄区域外に所在する求人者の事業所に係る常用求人であること
- (ii) 鉄道賃、船賃、航空費及び車賃の計算の基礎となる距離が往復鉄道 200 キロメートル（水路及び陸路は4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす）以上であること。
上記(i)及び(ii)の受給資格者の方についても、以下に該当しない場合は、広域求職活動費は支給されません。
 - i) 待期の期間が経過した後に広域求職活動を開始したとき
 - ii) 広域求職活動に要する費用が訪問先の事業所から支給されないとき、又はその支給額が広域求職活動費の額に満たないとき。

なお、上記 i)、 ii) のほか、職業紹介の拒否等による給付制限を受けた場合に、その給付制限期間が経過する前に、広域求職活動を開始した場合等については、広域求職活動費は支給されません。

【短期訓練受講費】

短期訓練受講費の支給を受けられるのは、ハローワークの職業指導により再就職のため1か月未満の教育訓練を受け、その訓練を修了した方で、次の(i)～(ii)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (i) 教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること。
- (ii) 職業指導を受ける日において、受給資格者であること。
- (iii) 待期の期間が経過した後に、教育訓練の受講を開始したこと。
- (iv) 教育訓練給付制度（一般教育訓練）の講座指定を受けている講座を受講する場合は、一般教育訓練給付金の支給要件を満たす方でないこと。

【求職活動関係役務利用費】

求職活動関係役務利用費の支給を受けられるのは、求人者との面接等をするため、又は教育訓練を受講するため、その子に関して保育等サービスを利用した場合であって、次の(i)～(ii)のいずれにも該当する受給資格者の方です。

- (i) 保育等サービスを利用した日において、受給資格者であること。
- (ii) 待期の期間が経過した後に、保育等サービスを利用したこと。
- (iii) 「求人者との面接等」とは、求人者との面接のほか、筆記試験の受験、ハローワーク等、許可・届出のある職業紹介事業者等が行う職業相談、職業紹介等が該当するほか、公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等を含める。
- (iv) 「教育訓練の受講」とは、ハローワークの指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、ハローワークの指導により各種養成施設に入校する場合、教育訓練給付の対象訓練及び短期訓練受講費の対象訓練等を受講している場合及び出向・移籍支援業務として実施される委託訓練・講習等を受講する場合をいう。

（申請の手続き等については、ハローワーク等の係員にお問い合わせください）。

28 就職した後に、再び離職したときは？

新しい受給資格が得られなかった場合

当初の受給期間内（8ページ参照）に、支給残日数がある場合には、その範囲内で基本手当の支給を受けることができます。ただし、支給の対象となる日は、離職後にハローワーク等に来所して届け出をし、再求職申し込みをされた日（給付制限期間がある場合は、給付制限期間経過後）からとなりますので、離職後できるだけ早くハローワーク等に来所して届け出るようにしてください。

なお、再就職手当等の支給を受けた場合は、その支給日数分を差し引いた範囲内（端数は切り捨て）で基本手当の支給を受けることができます。

届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）

たとえば

所定給付日数180日の方が、基本手当60日分の支給を受けた後再就職し、再就職手当84日分の支給を受けた後に離職したとき



180日（所定給付日数）－60日（基本手当）－84日（再就職手当）＝ 36日、の範囲内で基本手当の支給を受けることができます。

再就職手当等受給後に再離職した場合の受給期間が延長される特例があります

再就職手当等の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格が生じた後の離職を除きます。以下「再離職」といいます）の日が受給期間内にあり、かつ、倒産、解雇等により再離職された方について、一定の受給期間が延長されます。

新しい受給資格が得られた場合

就職した事業所で被保険者となって12か月以上（解雇・倒産等で退職された方は6か月以上）働いた後に離職した場合には、通常は新たに雇用保険の受給資格が生じますので、その受給資格で基本手当の支給を受けることになります。この場合には、支給を受けるための手続きを最初から行う必要があります（2ページ参照）。

なお、新たに受給資格が得られた場合には、以前の受給資格に基づく支給を受けることはできません。

29 氏名や住所を変更するときは

氏名や住所を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワーク等に届け出をしてください。

住所を変更した場合、雇用保険の手続きにお越しいただく、管轄のハローワーク等が変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

- 雇用保険受給資格者証
- 氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください）
- 払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

30 安定所長・地方運輸局長の指示により公共職業訓練等を受講するときは？

ハローワーク等では、あなたの再就職に役立つと判断した場合は、公共職業訓練等の受講を指示することがあります。

この場合には、所定給付日数分の支給が終了した後も、訓練修了日まで基本手当が延長して支給されます。

このほか、訓練受講に要する費用にあてるため、受講手当、通所手当等が支給されます。

31 病気やけがで働けなくなったときは？

受給資格の決定を受けた後に、病気やけがのため15日以上働くことができない状態になった場合には、基本手当のかわりに、同額の傷病手当の支給を受けることができます（ただし、健康保険、労災保険等、他の法律に基づいて傷病手当金、休業補償給付等の支給を受けている場合や待期期間中および給付制限期間中の日は、支給を受けることができません）。

また、引き続き30日以上働くことのできない場合には、傷病手当の支給を受けず、受給期間を延長し、傷病が治癒した後に基本手当の支給を受けることもできます（受給期間の延長については17ページ参照）。

傷病手当の申請手続きについて

傷病手当の申請をされる場合には、以下の書類をハローワーク等へ提出してください。申請期間は、傷病が治癒した直後の認定日までです。

- 1 傷病手当支給申請書
- 2 雇用保険受給資格者証

※ 提出は代理の方でも差し支えありませんが、その場合、委任状が必要となります。

傷病の期間が1か月以上になると思われる場合には、事前にハローワーク等へご相談ください。

また、健康保険の種類を確認させていただきますので、「健康保険証」(写しでも差し支えありません)をご持参ください。

32 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族が死亡の前日（一定の場合に当日）までの基本手当等の支給を受けることができます。これを「**未支給失業等給付**」といいます。

この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から6か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワーク等に提出してください。

33 失業等給付は正しく受給しましょう

◎ 不正受給とは

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとしていることをいいます（現実に支給を受けたか否かを問いません。）。

◎ 正しく申告しないと不正受給になります。

例えば、次のような場合です。

- 求職活動の実績がないにもかかわらず、失業認定申告書にその実績について虚偽の申告をした。
- 事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。）に、そのことを失業認定申告書で申告しなかったり、採用日、雇用され、働いた事実および収入を隠したり、偽った申告をした。
- 労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（雇用保険の支給終了後、雇用保険を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。
- 就職していないのに就職したと偽ったり、就職した日を偽って、再就職手当等の支給申請をした。
- 会社の役員等に就任したことを申告しなかった。
- 偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎ ルールを守って正しく受給しましょう。

もし、不正受給をすると、

- 支給停止**（その日以後の失業等給付の支給を受ける権利がなくなります）
- 返還命令**（不正に受給した金額は、全額返還しなければなりません）
- 納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の2倍に相当する額をさらに納めなければなりません）
- 不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。
- これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え**等が行われることがあります。
- 悪質な場合、詐欺罪等で処罰されることがあります。**

34 処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、雇用保険審査官（佐賀労働局雇用保険審査官（福岡労働局職業安定部内）〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-1 1-1 福岡合同庁舎新館6階 電話番号092-434-9804）に審査を申し出ることができます。これを「**審査請求**」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または、直接雇用保険審査官にその旨を申し出てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から2か月以内に労働保険審査会に**再審査請求**をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から3か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った失業等給付に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から6か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から3か月経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

35 教育訓練給付について

1 一般教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

- ① 雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）
厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間（※2）が3年以上あること（※3）
- ② 雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）
受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）（※4）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること（※3）

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置）

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その20%に相当する額が10万円を超える場合の支給額は10万円とし、4千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

※受講開始日前1年内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、教育訓練経費に加えることができます。ただし、その額が2万円を超える場合の教育訓練経費とできる額は2万円までとします（平成29年1月1日以降にキャリアコンサルティングを受講した場合に限ります。）。

2 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付

速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）が支給されます。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

支給対象者

特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

① 雇用保険の被保険者（雇用保険被保険者として在職中の方）

厚生労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）において、支給要件期間（※2）が3年以上あること（※3）

② 雇用保険の被保険者であった方（雇用保険被保険者でない方）

受講開始日直前の被保険者でなくなった日が受講開始日以前1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年以内）（※4）にあり、受講開始日における支給要件期間が3年以上あること（※3）

※2 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※3 初めて特定一般教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が1年以上あること（暫定措置）

※4 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支給額

対象教育訓練を受け、修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費の40%に相当する額の支給を受けることができます。

ただし、その40%に相当する額が20万円を超える場合の支給額は20万円とし、4千円を超えない場合には教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

3 専門実践教育訓練に係る教育訓練給付

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※1）（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額（上限あり）をハローワークから支給する制度です。

また、当該給付を受けている方については、訓練を受けている期間で失業状態である日について、基本手当日額に相当する額の80%（※2）の教育訓練支援給付金を受けられる場合があります。

※1 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、この項目において同じです。

※2 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の50%となります。

支給対象者

専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象者は、次の①または②のいずれかに該当する方であって、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了された方です。

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」という。）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間（※3）が3年以上（※4）あること

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長（※5）が行われた場合には最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上（※4）ある方

※3 支給要件期間とは、受講開始日までの間に雇用保険の適用事業に被保険者として雇用された期間をいいます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

※4 初めて専門実践教育訓練に係る教育訓練給付を受ける方については、支給要件期間が2年以上あること（暫定措置）

※5 受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日以降1年間のうちに妊娠、出産、育児、病気、けが等の理由により、引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始できない日がある場合には、ハローワークにその旨を申し出ることにより、被保険者資格を喪失した日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間（適用対象期間）にその受講を開始できない日数（最大19年）を加算することができます。

支給額

	専門実践教育訓練 の受講中	専門実践教育訓練 の修了後
支給額 (受講者が支払った教育訓練経費 ×右欄の割合)	50% ただし、4千円を超える場合。 120万円を超える場合:120万円	資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合 70% ただし、4千円を超える場合。 168万円を超える場合:168万円 すでに支給した左欄の額との差額 が追加支給されます。

※ 専門実践教育訓練の受講中に支給される給付金の上限額120万円は訓練期間が3年間の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額です。訓練期間が1年の場合40万円、2年の場合80万円の上限

額となります。

また、専門実践教育訓練の修了後に支給される給付金の168万円についても、訓練期間が3年の専門実践教育訓練を受講した場合の上限額となります。訓練期間が1年の場合 56万円、2年の場合は112万円の上限額となります。

※ 10年の間に複数回専門実践教育訓練を受講する場合は、最初に専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給した専門実践教育訓練の受講開始日（平成29年12月31日以前の受講開始日を含む。）を起點として、10年を経過するまでの間に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練給付金の合計額は、168万円が限度となります。

なお、法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講している方については、3年目受講終了時に、専門実践教育訓練給付の10年間における支給上限額168万円に、4年目受講相当分として上限56万円を上乗せされます(4年間で最大224万円)。

※ 平成29年12月31日以前に受講開始した専門実践教育訓練の支給額は、教育訓練経費の40%（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、60%）となります。また、支給の上限額は、年間32万円（資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合、年間48万円）となります。

4 教育訓練給付の指定講座と支給要件照会について

厚生労働大臣の指定する教育訓練にはどんなものがあるか

「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」により、ハローワークの窓口でご覧いただけます。

なお、インターネットでも「厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」でご覧いただけます。
(<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>)

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、

- ①受講開始（予定）日現在において、あなたが教育訓練給付金の受給資格を満たしているか
- ②受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか

について、「教育訓練給付金支給要件照会票」により、あなたの住所を管轄するハローワークに照会することができます。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

36 雇用継続給付について

雇用保険の給付の中には、在職中に支給される「雇用継続給付」という制度があります。

皆様が再就職された後に、支給の対象となる場合がありますので、簡単にご紹介します。

なお、雇用継続給付の支給申請等の手続きについては、再就職をされた先の事業主を経由して行っていただくこととなります。

この「雇用継続給付」には、「高年齢雇用継続給付」、「育児休業給付」及び「介護休業給付」があります。

高年齢雇用継続給付について

高年齢雇用継続給付は、65歳までの雇用の継続を援助するために、一定の要件を満たす60歳以上65歳未満（船員の方については、生年月日によって55歳以上60歳未満となる場合があります。詳しくは係員にお問い合わせください。）の雇用保険の被保険者の方（在職中の方）に支給されます。

高年齢雇用継続給付には、高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類があります。

1 高年齢雇用継続基本給付金

雇用保険の基本手当等（再就職手当等の基本手当を支給したとみなされる給付を含む。）の支給を受けていない方が支給対象となる給付金です。

支給要件

- 60歳以上65歳未満の被保険者であること
 - 被保険者であった期間が通算して5年以上であること
- ※ この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が1年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
- ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
- 60歳以後の各月に支払われた賃金額が、60歳到達時の賃金月額の75%未満に低下していること
 - 60歳以後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（365,114円 每年8月1日に変更となる場合があります。）未満であること
 - 各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
 - 各暦月において育児休業給付または介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給される金額

各月に支払われた賃金の「低下率」(%)（各月に支払われた賃金額 ÷ 60歳到達時の賃金月額 × 100）に応じて、次の計算式により算定します（ただし、支給限度額等により支給額が減額されたり、支給がなされないことがあります。）。

- 低下率が61%以下の場合
支給額 = 各月に支払われた賃金額 × 15%
- 低下率が61%を超えて75%未満の場合
支給額 = 各月に支払われた賃金額 × 15%～0%（低下率により一定の割合で遞減します。）
- 低下率が75%以上の場合
支給されません。

※ 支給を受けることができる期間は、65歳に達する月までとなります。

2 高年齢再就職給付金

受給資格に基づく基本手当の支給を受けた後、60歳到達時以後に1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就いたことにより被保険者として雇用された方に対する給付金です。基本手当の受給期間内に就職し、就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上ある場合が対象となります。

支給要件

- 60歳以上65歳未満の被保険者であること
 - 被保険者であった期間が通算して5年以上であること
- ※ この「被保険者であった期間」の計算において、被保険者であった期間に空白がある場合には、その空白期間が1年以内の場合は、前後の被保険者であった期間を通算することになります。
ただし、基本手当等または特例一時金の支給を受けたことがある場合には、その後の期間しか通算することができません。
- 就職日の前日において、基本手当の支給残日数が100日以上であること
 - 再就職後の賃金月額が、基本手当の算定の基礎となった賃金日額の30日分の額の75%未満に低下していること
 - 再就職後の各月に支払われた賃金額が、支給限度額（365,114円 毎年8月1日に変更となる場合があります。）未満であること
 - 各暦月の初日から末日まで被保険者として継続して雇用されていること
 - 各暦月において育児休業給付又は介護休業給付の支給を受けることができないこと

支給額

基本的な考え方は高年齢雇用継続基本給付金と同様です。ただし、「低下率」は60歳到達時の賃金ではなく、基本手当の基準となった賃金に比べて、再就職後の賃金が下がっているかどうかを計算します。また、支給を受けることができる期間は基本手当の支給残日数によって、次のとおりとなります。

- 就職日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上の場合 : 再就職後2年間
- 就職日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上の場合 : 再就職後1年間

※ その期間内に65歳に達した場合には、65歳に達した月までとなります。

※ **高年齢再就職給付金と再就職手当は併給できません。**

※ 雇用継続給付の実際の給付額は、「みなし賃金額」や「支給限度額」の関係で減額となったり、支給されない場合があります。詳しくは、ハローワークの係員にお問い合わせください。

育児休業給付について

雇用保険の被保険者（※）（男女を問いません。）が育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」が支給されます。 詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

介護休業給付について

雇用保険の被保険者（※）が、その家族を介護するため介護休業を取得した場合、一定の要件を満たすと「介護休業給付金」が支給されます。 詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

37 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について

求職者給付（基本手当）と老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われます。受給権が発生する老齢厚生年金等の受給権者が、求職者給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。

これは、求職者給付の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。なお、求職者給付の他に高年齢雇用継続給付も併給調整の対象となります。

併給調整について詳しくは、あなたが手続きをされている、または、される予定の年金事務所にお問い合わせください。

38 国民健康保険料（税）の軽減について

倒産や解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- 1 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 - 2 雇用保険の特定理由資格者（例：雇い止めなどによる離職）
- として求職者給付（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が 11,12,21,22,31,32,23,33,34 に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額

国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届け出が遅れても遡って軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となります。会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには届け出が必要です。制度の詳しい説明は、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。

主な手続き一覧

手続きを必要とするとき	手続きの期限	必要な書類	添付書類及び証明者	該当ページ
病気、けが、妊娠、出産、育児、親族の看護などのため、受給期間の延長をしようとするとき	職業に就くことができなくなった期間が30日に至った日の翌日以降、早期にすることが原則ですが、延長後の受給期間の最後の日までの間であれば、可能	受給期間延長申請書、受給資格者証	母子手帳、診断書等	17ページ
就職または事業を開始することが決まったとき	原則として、就職日の前日	雇用(採用年月日)証明書、受給資格者証	就職先事業主	20ページ
早期に再就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	再就職手当支給申請書、受給資格者証	就職先事業主	20ページ
障がい者等の方がハローワークの紹介で就職したとき	就職した日の翌日から1か月以内	常用就職支度手当支給申請書、受給資格者証	就職先事業主	25ページ
氏名や住所等を変更したとき	次の認定日まで（他のハローワーク等の管轄地域へ移転するときは事前に）	受給資格者氏名・住所変更届、受給資格者証	住民票等	30ページ
病気やけがのため引き続き15日以上働けないとき	治った直後の認定日まで（長期傷病の場合は、ハローワーク等にご相談下さい）	傷病手当支給申請書、受給資格者証	診療担当医師	30ページ
死亡した受給者にかわって遺族の方が失業等給付を受給しようとするとき	死亡した日の翌日から6か月以内	未支給失業等給付請求書、受給資格者証	死亡診断書、世帯全部の住民票、戸籍謄本など	31ページ

ハローワーク以外での求職活動

インターネットを利用した求職活動

厚生労働省では、ハローワークの求人情報をインターネット上で見られるようにしている他、民間の職業紹介事業者や求人情報提供事業者等の機関が保有する求人情報のインデックス情報を1度に検索するサービスも提供しています。早期の再就職のためぜひご利用ください。

ただし、インターネット上の各種サービスを閲覧して利用するだけでは、求職活動実績には含まれませんので、ご留意ください（「14 求職活動実績にはどんなものがあるの？」をご覧ください。）。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークでは、全国ネットワークを活かし、多くの求人情報を揃えています。このハローワークの求人情報のうち、事業主の方がインターネット上にも掲載することを希望したものについては、「ハローワークインターネットサービス」の求人情報検索を利用することで、ご希望の条件に見合った求人を探すことができます。また、就職活動の役に立つ情報も掲載しています。

(<https://www.hellowork.go.jp/>)

ハローワーク以外の職業紹介事業者を利用した求職活動

ハローワーク以外に、地方自治体や民間の職業紹介事業者でも職業相談・職業紹介等を行っています。

これらの職業紹介事業者は、それぞれハローワークとは異なる特徴や得意分野がありますので、ご希望に応じたサービスの提供を受けることができる場合もあります。

ハローワークでは、民間の職業紹介事業者等のサービス内容に関して情報提供を行っていますので、ご利用ください。厚生労働省のホームページでも閲覧することができます。

(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

これらの職業紹介事業者が行う職業相談や職業紹介は求職活動実績に含まれますので、忘れずに認定日に申告をしてください。

なお、民間の職業紹介事業者が行うサービスには、有料のものがある場合がありますので、事前に十分ご確認ください。

～ ×モ ～

採用証明書

別紙1

本人記入欄	支給番号	—	—
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	(〒 住所)	(電話 ())	

この採用証明書は、正しい雇用年月日を把握し、適正な給付を行うため、事業主の皆様に証明していただくものです。必ず出勤簿、タイムカード、労働者名簿等の関係書類を確認の上、証明してください。

万一、雇用年月日を事実に相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第10条の4第2項により失業等給付を受けた者と連帶して返還及び納付していただく場合があります。

雇用(予定)年月日 (試用期間を含む。)	年 月 日	雇用の内定日	年 月 日
雇用(予定)年月日以前に臨時、アルバイト、日雇い等で働いた期間の有無(該当する箇所を○で囲んでください。)	ア 無し イ 有り (具体的な就労期間を記入してください。) 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)		
※裏面「雇用年月日」についての注意事項」を必ずご参照ください。			
職種			
今回採用された方の採用経路について、以下の項目の該当する箇所を○で囲んでください。			
ア 安定所の紹介(関連機関含む) イ 職業紹介事業者の紹介	ウ 求人広告、新聞折り込み等 エ 知人、取引先等の紹介		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
公共職業安定所長 殿 年 月 日 事業所 所在地 名 称 代表者名 電 話 適用事業所番号 — — —			

ハローワークでは、各種技能を持たれた方々が多数仕事を探されています。

- 1 今後の採用予定
 ある ない

- 2 現在、ハローワークに求人を
出していただいているか?
 出している 出していない

職種	採用予定人数	採用の時期
		月頃
		月頃

事業主記入欄

「雇用年月日」についての注意事項

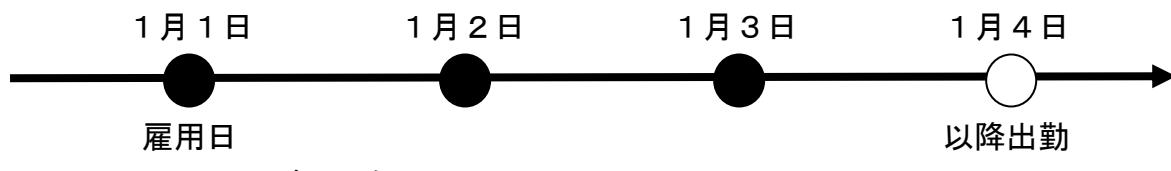
- ① まず、社員や従業員として、いつから在籍されているかを確認してください。「雇用年月日」は、本人との間で取り決めをされた

「在籍となる初日」のことをいいます。

通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合があるので、ご注意ください。

(例 1) 雇用年月日が休祝日に当たる場合

● 日は会社休業日

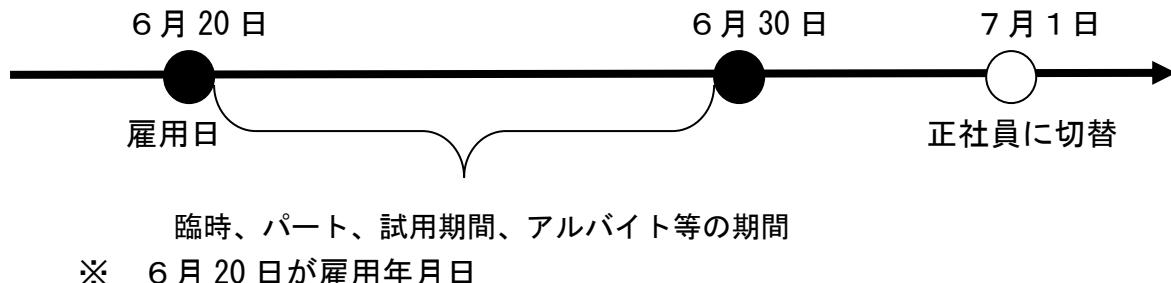


(例 2) 出勤すべき初日に欠勤された場合



- ② 「在籍となる初日」には、正社員や本採用に限らず、臨時やパート、見習い、試用、研修等で在籍している期間も含みます。

(例 3) 正社員に切替前に、臨時・パート・試用期間・アルバイト等がある場合



面接証明書

住 所

氏 名

上記の者について、以下のとおり、当社の採用試験(面接)を行いました。

採用試験(面接) 実施日時	年　月　日　時　分　から
	年　月　日　時　分　まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

公共職業安定所長 殿

所在地

名 称

事業所

代表者名

印

電話番号

傷 病 証 明 書

支 給 番 号

□□ - □□□□□□□ - □

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日 生

1 傷病名及び症状	
2 初診年月日	平成・令和 年 月 日
3 現在の状況	ア 入院治療中 イ 通院治療中 ウ 治癒（令和 年 月 日） エ その他（ ）
4 現在における就労の可否	ア 就労不能 イ 軽作業であれば就労可能（令和 年 月 日） ウ 就労可能（令和 年 月 日）
5 傷病等のために働くことができなったと認められる期間	平成・令和 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日 まで

上記のとおり証明します。

年 月 日

公共職業安定所長 殿

所在地

医師又は
診療担当者名

印

離職状況証明書

(雇用保険未加入者用)

申請者が記入	フリガナ			生年月日	昭和 年 月 日 平成		
	氏名						
	住所	〒 -		TEL () -			

事業主が記入してください。	雇用年月日	令和 年 月 日		離職年月日	令和 年 月 日		
	離職理由 該当するものを○で囲み、具体的な事情を記載してください。						
	イ 解雇	<input type="checkbox"/>	倒産による退職	<input type="checkbox"/>	ハ 契約期間満了	具体的な事情	
	ニ 事業主の勧奨による退職	<input type="checkbox"/>	ホ 定年(歳)	<input type="checkbox"/>			
	ヘ 定年(歳)後の勤務延長又は再雇用の終了(歳)	<input type="checkbox"/>	ト その他	<input type="checkbox"/>			
上記のとおり相違ないことを証明します。							
令和 年 月 日							
公共職業安定所長 殿							
事業所の所在地及び名称							
事業主氏名 _____						印	

※ 事業主の方へお願い

- 1 この証明は、責事業所で雇入れた方のうち、雇用保険被保険者として資格取得をされなかつた方についてご記入ください。
- 2 雇入年月日・離職年月日については、試用期間・研修期間等があった場合には、その期間を含めてご記入ください。
- 3 雇用保険に加入いただいている場合は、離職票 I・IIをご使用ください。

【安定所記載欄】

令和2年（2020年）

曜日型 週型		日 月 火 水 木 金 土					曜日型 週型		日 月 火 水 木 金 土					曜日型 週型		日 月 火 水 木 金 土									
		4	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	3	1	2	3	4	5				
1	4	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	9	4	6	7	8	9	10	11	12	
	1	12	13	14	15	16	17	18	3	10	11	12	13	14	15	16	9	13	14	15	16	17	18	19	
	2	19	20	21	22	23	24	25	4	17	18	19	20	21	22	23	2	20	21	22	23	24	25	26	
	3	26	27	28	29	30	31		1	24	25	26	27	28	29	30	3	27	28	29	30				
	4								2	31															
2	4						1		2	1	2	3	4	5	6		3		1	2	3				
	1	2	3	4	5	6	7	8	3	7	8	9	10	11	12	13	4	4	5	6	7	8	9	10	
	2	9	10	11	12	13	14	15	4	14	15	16	17	18	19	20	6	11	12	13	14	15	16	17	
	3	16	17	18	19	20	21	22	1	21	22	23	24	25	26	27	10	2	18	19	20	21	22	23	24
	4	23	24	25	26	27	28	29	2	28	29	30					3	25	26	27	28	29	30	31	
3	1	1	2	3	4	5	6	7	2		1	2	3	4			4	1	2	3	4	5	6	7	
	2	8	9	10	11	12	13	14	3	5	6	7	8	9	10	11	1	8	9	10	11	12	13	14	
	3	15	16	17	18	19	20	21	4	12	13	14	15	16	17	18	7	15	16	17	18	19	20	21	
	4	22	23	24	25	26	27	28	1	19	20	21	22	23	24	25	11	3	22	23	24	25	26	27	28
	1	29	30	31					2	26	27	28	29	30	31		4	29	30						
4	1						1	2	3	4						2	1	1	2	3	4	5			
	2	5	6	7	8	9	10	11	3	2	3	4	5	6	7	8	1	6	7	8	9	10	11	12	
	3	12	13	14	15	16	17	18	4	9	10	11	12	13	14	15	12	2	13	14	15	16	17	18	19
	4	19	20	21	22	23	24	25	1	16	17	18	19	20	21	22	12	3	20	21	22	23	24	25	26
	1	26	27	28	29	30			2	23	24	25	26	27	28	29		4	27	28	29	30	31		
									3	30	31														

令和3年（2021年）

曜日型 週型		日 月 火 水 木 金 土					曜日型 週型		日 月 火 水 木 金 土					曜日型 週型		日 月 火 水 木 金 土											
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
1	4				1	2	5	1								1											
	1	3	4	5	6	7		2	3	4	5	6	7	8	9	4	5	6	7	8	9	10	11				
	2	10	11	12	13	14		3	9	10	11	12	13	14	15	1	12	13	14	15	16	17	18				
	3	17	18	19	20	21		4	16	17	18	19	20	21	22	2	19	20	21	22	23	24	25				
	4	24	25	26	27	28		1	23	24	25	26	27	28	29	3	26	27	28	29	30						
	1	31						2	30	31																	
2	1	1	2	3	4	5	6	6	2	1	2	3	4	5	10	3								1	2		
	2	7	8	9	10	11	12		3	6	7	8	9	10	11	4	3	4	5	6	7	8	9				
	3	14	15	16	17	18	19		4	13	14	15	16	17	18	1	10	11	12	13	14	15	16				
	4	21	22	23	24	25	26		1	20	21	22	23	24	25	2	17	18	19	20	21	22	23				
	1	28							2	27	28	29	30			3	24	25	26	27	28	29	30				
																4	31										
3	1	1	2	3	4	5	6	7	2			1	2	3	11	4	1	2	3	4	5	6					
	2	7	8	9	10	11	12		3	4	5	6	7	8	9	1	7	8	9	10	11	12	13				
	3	14	15	16	17	18	19		4	11	12	13	14	15	16	2	14	15	16	17	18	19	20				
	4	21	22	23	24	25	26		1	18	19	20	21	22	23	3	21	22	23	24	25	26	27				
	1	28	29	30	31				2	25	26	27	28	29	30	4	28	29	30								
4	1				1	2	3	8	3	1	2	3	4	5	6	7	4							1	2	3	4
	2	4	5	6	7	8	9		4	8	9	10	11	12	13	14	1	5	6	7	8	9	10	11			
	3	11	12	13	14	15	16		1	15	16	17	18	19	20	21	2	12	13	14	15	16	17	18			
	4	18	19	20	21	22	23		2	22	23	24	25	26	27	28	12	19	20	21	22	23	24	25			
	1	25	26	27	28	29	30		3	29	30	31					4	26	27	28	29	30	31				

令和4年（2022年）

※祝日は未定

令和5年（2023年）

※祝日は未定

ハローワーク（公共職業安定所）等一覧

ハローワーク等名	所在地 電話番号	管轄区域
ハローワーク佐賀	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-15 電話【代表】(0952) 24-4361 【給付課】(0952) 24-4305 ※敷地内に一般の方の駐車場はございません。 駐車場は、「永池本店駐車場」を準備していますので、ご利用ください。 (なお、駐車券をハローワークまでお持ちください)	佐賀市、小城市、神埼市、多久市
ハローワーク唐津	〒847-0817 唐津市熊原町3193 電話(0955) 72-8609	唐津市、東松浦郡玄海町
ハローワーク武雄	〒843-0023 武雄市武雄町昭和39-9 電話(0954) 22-4155	武雄市、杵島郡大町町・江北町 ・白石町（ハローワーク鹿島の管轄区域を除く）
ハローワーク伊万里	〒848-0027 伊万里市立花町通谷1542-25 電話(0955) 23-2131	伊万里市、西松浦郡有田町
ハローワーク鳥栖	〒841-0035 鳥栖市東町1丁目1073 電話(0942) 82-3108	鳥栖市、神埼郡吉野ヶ里町、 三養基郡 基山町・上峰町・みやき町
ハローワーク鹿島	〒849-1311 鹿島市高津原二本松3524-3 電話(0954) 62-4168	鹿島市、嬉野市、藤津郡太良町、 杵島郡白石町のうち、新開・牛屋・坂田・新明・ 田野上・戸ヶ里・深浦・辺田

○ヤングハローワークSAGA

概ね45歳未満の方の職業相談・職業紹介のみ

所在地：〒840-0826 佐賀市白山2丁目2-7 KITAJIMAビル2階

電話(0952) 24-2616

【平日：9時30分～18時00分 土日祝・年末年始は休み】

○多久市ふるさとハローワーク

職業相談・職業紹介のみ

所在地：〒846-0002 多久市北多久町小侍1016-2（多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内）

電話(0952) 75-2144

【平日：9時00分～17時00分 土日祝・年末年始は休み】

○佐賀市福祉・就労支援コーナー「えびすワークさがし」

職業相談・職業紹介のみ

所在地：〒846-8501 佐賀市栄町1-1 佐賀市役所内

電話(0952) 40-7266

【平日：9時00分～16時00分 土日祝・年末年始は休み】

○唐津市福祉・就労支援コーナー「C o C o カラ（ここから）」

職業相談・職業紹介のみ

所在地：〒847-0013 唐津市南城内1-1（大手口センタービル3階「市民交流プラザ」内）

電話(0955) 72-9143

【平日：9時00分～16時30分 土日祝・年末年始は休み】

○鳥栖市就労支援センター「ジョブナビ鳥栖」

職業相談・職業紹介のみ

所在地：〒841-0052 鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市役所東別館1階

電話(0942) 50-0008

【平日：9時00分～16時30分 土日祝・年末年始は休み】

労働基準監督署

- ・佐賀労働基準監督署 電話(0952) 32-7141（管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡）
- ・唐津労働基準監督署 電話(0955) 73-2179（管轄区域：唐津市、東松浦郡）
- ・武雄労働基準監督署 電話(0954) 22-2165（管轄区域：武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡）
- ・伊万里労働基準監督署 電話(0955) 23-4155（管轄区域：伊万里市、西松浦郡）

その他の機関等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）

所在地：〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮字二本松1042-2

電話(0952) 26-9497

年金事務所

- ・佐賀年金事務所 電話(0952) 31-4191（管轄区域：佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡、三養基郡）
- ・唐津年金事務所 電話(0955) 72-5161（管轄区域：唐津市、伊万里市、東松浦郡）
- ・武雄年金事務所 電話(0954) 23-0121（管轄区域：武雄市、鹿島市、嬉野市、西松浦郡、杵島郡、藤津郡）